

親が70歳を過ぎたら 家族信託

空き家対策

認知症対策

口座凍結対策

人生100年時代に頼れる 家族信託とは？

家族信託とは「信頼できる家族などに、財産の管理を託す」ための法律の仕組みです。近年、信託法が改正され、急な事故や病気、認知症などによる療養費や介護費対策、財産承継（相続）、障がいをもつご家族のための財産管理の手法として、注目されるようになりました。民事信託という表現をされることもありますが、一般的には、親子間で用いられることが多いため、「家族信託」という表現が一般的です。

① 実家のこと、家族信託を利用すれば…

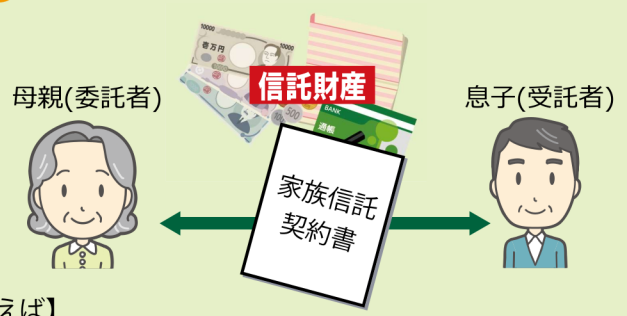


【例えば】

1. 父親と娘の間で家族信託契約を締結。
2. もし、父親が病気などで自宅を管理できなくなっても、娘が維持管理を代行できます。
3. 将来、療養費や介護費を捻出する必要ができた場合、父親に代わって娘の判断で実家を売却し、売却代金を父親のために有効に使うことができます。

娘に自宅を贈与するわけではないので贈与税はかかりません

② お金のこと、家族信託を利用すれば…



【例えば】

1. 母親と息子の間で家族信託契約を締結。
2. もし、母親が病気などで預貯金を管理できなくなっても、息子が託された預貯金を信託専用口座で管理し、必要に応じて入出金できます。
3. 将来、療養費や介護費を支出する必要ができた場合、母親に代わり息子の判断で託された預貯金を母親のために有効に使うことができます。

息子にお金を贈与するわけではないので贈与税はかかりません

● 家族信託のできること

ポイント 1 将来、意思判断能力が低下・喪失しても、安心できる財産管理

ポイント 2 家族ごとに自由な設計が可能

ポイント 3 資産の承継先を定める円満な資産承継

● 家族信託と成年後見制度（法定後見人）との違い

- ・家族信託は、弁護士や家庭裁判所の干渉は無く、他人を介さず家族だけで家族の資産を管理することができます。
- ・家族信託は、専門職後見人や後見監督人などへの報酬等、継続的に他人へ支払う費用は発生しません。
- ・家族信託は、遺言と同様の機能を持たせることもできます。

第45回まちゼミ【人生100年時代 家族信託のできること】

介護・医療などのお金の問題を先送りにしないために、家族信託を利用される方が急増！
専門家がやさしく解説いたします。

開催場所：岡崎市民会館 中会議室

開催日時：①令和7年3月8日(土) ②令和7年3月13日(木) 各日14:00～15:30 (受付開始13:45)

【お問い合わせ・ご相談】

家族信託相談センター愛知

検索



ホームページ



家族信託相談センター愛知

電話 (0564) 47-8558 FAX (0564) 26-0220 e-mail : info@kazokushintaku-aichi.jp


〒444-0008 愛知県岡崎市洞町字西五位原1-1 定休日:水曜日・祝日 営業時間:9:00～18:00

お申し込みは、電話・FAX・QRコードでお願いいたします。

家族信託相談センター愛知

◆電話：0564-48-8558 定休日：水曜日・祝日 受付時間：10：00～17：00
※下記の申込内容をお伝えください。受付時間外または留守電応答の場合、ご連絡先の電話番号をメッセージにお残しください、追って折り返しさせていただきます。

◆FAX：0564-26-0220
※後日、受付確認の電話を差し上げさせていただきます。

◆QRコード： 左記のQRコードをスマートフォンで読み取り、必要項目を入力のうち【送信】をタップしてください。

【申込内容】

参加希望日	<input checked="" type="checkbox"/> をつけてください <input type="checkbox"/> 3月8(土) <input type="checkbox"/> 3月13日(木) 会場は両日とも岡崎市民会館 中会議室
フリガナ	
代表者お名前	ぜひ、ご家族でご参加ください 合計参加人数 <input type="text"/> 名
ご住所	〒 _____
電話番号 (緊急時のご連絡先)	ご自宅 _____
	携帯電話 _____
メールアドレス (メールでの連絡をご希望の場合ご記入ください)	_____ @ _____

・以下の場合、主催者の判断で開催を中止することがあります、あらかじめご承知ください。
感染症の拡大、もしくは感染症の拡大が疑われると主催者が判断したとき・警報を伴う悪天候が予測されるとき・地震等の自然災害の発生・理由を問わず会場が利用できなくなったとき・その他主催者の事情。
・講座当日、発熱等で体調のすぐれない方は来場をご遠慮いただきますようお願いいたします。